

保 険

新しい高齢受給者証を送付

国民健康保険の高齢受給者証の更新日は8月1日(土)です。新しい高齢受給者証は黄色で、前年中の所得で医療費負担割合が決まります。新しい高齢受給者証は7月末までに郵送していただきます。ご確認ください。

特定疾病療養受療証の更新

国民健康保険の特定疾病療養受療証の有効期限は7月31日(金)です。8月1日(土)以降も療養受療する人は更新申請が必要です。対象となる人には、7月中に申請書を郵送していただきます。8月31日(月)までに郵送または窓口で申請してください。

限度額適用認定証の更新

「限度額適用認定証」「標準負担額減額認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日(金)です。8月1日(土)以降も認定証が必要な人は申請が必要です。

○限度額適用認定証：70歳未満の被保険者に交付
○標準負担額減額認定証：住民税非課税世帯に交付

年 金

休日国民年金相談

退職した場合などの手続きや、免除申請などを受け付けます。

8月30日(日)
午前10時～午後3時

市民課(市役所別館1階)
持ち物 年金手帳、印鑑
※離職した人は雇用保険被保険者離職票など(写し可)

※同世帯の代理人が申請する場合は代理人の身分証明書
問合せ 市民課
☎06(69002)6005

障害基礎年金

病気やケガで障がいの状態と

○限度額適用・標準負担額減額認定証：住民税非課税世帯の70歳以上の被保険者・後期高齢者医療被保険者に交付
申請方法
国民健康保険または後期高齢者医療の保険証、印鑑を持って直接

※古い認定証は回収
申請・問合せ 健康保険課
☎06(69002)5697

保険料は毎月納付期限内の納付を

国民健康保険料第3期・後期高齢者医療保険料第2期の普通徴収の納付期限は次のとおりです。

◆国保料納付は口座振替で
保険収納課の窓口では、ペイジー口座振替受付サービスを行っています。銀行のキャッシュカードがあれば、簡単に国保料の口座振替の手続きができます。

※離職した人は雇用保険被保険者離職票など(写し可)
※同世帯の代理人が申請する場合は代理人の身分証明書
問合せ 市民課
☎06(69002)6005

税 金

市・府民税2期分の納付期限は8月31日(月)

市・府民税2期分の納付期限は8月31日(月)です。納期限が過ぎると、延滞金などが加算される場合があります。市税の納付には、便利で安心・安全な口座振替をご利用ください。

◆日曜納付相談
平日は仕事などで、来庁できない人は、日曜納付相談にお越

詳しくはお問い合わせください。
※後期高齢者医療保険料のペイジー口座振替は不可
◆8月の日曜納付相談日
とろろ
8月30日(日)
午前10時～午後3時

保険収納課(市役所別館1階)、南部市民センター
※保険証・納付書の発行は保険収納課のみ

短期被保険者証の更新

8月1日(土)から有効の国民健康保険短期被保険者証の更新手続きがまだの人は手続きにお越しください。平日に来庁できない人は日曜納付相談日にお越しください。

持ち物 印鑑、身分証明書(運転免許証など)、短期被保険者証
問合せ 保険収納課
☎06(69002)5694

水 道

水洗化は3年以内に

くみ取り便所は、公共下水道が使えるようになると、3年以内には水洗化する義務があります。水洗化工事は門真市排水設備指定工事店で行ってください。

助成制度

公共下水道が使える日から3年以内に使所を改造する場合は、助成金を受けることができます。

◆貸付制度
公共下水道が使える地域で便所を改造する場合は、費用資金の貸し付けを受けることができます。

内容
水洗化工事1件あたり5千円以内
※水洗化工事費用の範囲内
※元利均等償還で年利2・4%
返済回数は36回
※詳しくは問い合わせ

水道メーターの取替

8月の水道メーター取替予定地区をお知らせします。取替作業は委託業者が行い、費用は無料です。

上下水道局を装った訪問販売・詐欺にご注意ください。
8月の取替予定地区
上野町、北東本町、東本町、脇田町、江端町

※地区は追加する場合があります
委託業者 (株)星和管工
☎072(8882)9215

水道管の漏水調査

上下水道局では、毎年水道管の漏水調査を行っています。27年度は、古川から東側の地域で漏水調査を実施します。

調査は委託業者が実施します。作業員は身分証明書を携帯しています。
調査期間
8月中旬～28年2月下旬
※日程は変更する場合があります
調査地域
三ツ島1丁目～6丁目、北島町、大字北島、大字野口、大字横地、千石西町、千石東町、脇田町、江端町、東江端町、五月田町、打越町、大字打越、舟田町、沖町、島頭1丁目～4丁目、下馬伏町、岸和田1

ま ち

8月は道路ふれあい月間 8月10日は道の日

道路ふれあい月間標語
いい出会い いい道からの贈り物
道路ふれあい月間は、道路の役割・重要性を再確認し、道路とふれあい、いつくしむ意識を持ってもらう運動です。
また、8月10日は「道の日」です。生活に欠かせない道路を美しく安全に利用しましょう。
◆道路を快適に使うポイント
①ごみをポイ捨てしない

悪質な宅内排水設備業者にご注意を

市職員や、市からの派遣業者などを装って、宅地内の排水設備(排水管・枵など)の清掃・点検が必要と言葉巧みに勧誘し、高額な代金を請求する事例が市内で報告されています。宅地内の排水設備は、各家庭が維持・管理するものです。市役所から業者を派遣することはありません。不審な場合は、職員証・身分証明書の提示を求めてください。

特に、高齢者をねらった悪質な事例が増えています。すぐに契約せず、内容を十分に確認し、不審な点があればご連絡ください。また、被害に遭った場合は、門真市消費生活センターへご連絡ください。

連絡・問合せ先
公共下水道課
☎06(6902)6705
門真市消費生活センター
☎06(6902)7249



◆道路付属施設の故障などご連絡を
道路照明灯、カーブミラー、ガードレール、排水施設などの道路付属施設の故障や、道路の穴などは、事故につながる恐れがあります。発見した場合はご連絡ください。
問合せ 土木課
☎06(69002)6487

樹木を配布します

市と府は、緑化活動として、各種団体・学校などに樹木を無料配布します。
申込方法
8月31日(月)までに電話または直接
※最低配布本数は1カ所あたり高木10本以上
※配布の時期・場所は別途連絡
申込・問合せ 土木課
☎06(69002)6487



大阪府広報担当副知事もずやん